

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成29年10月27日（平成29年（行情）諮問第419号）

答申日：平成30年1月31日（平成29年度（行情）答申第453号）

事件名：職員のメンタルヘルスに関する文書（異動時の配慮が記載されている分）の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「職員のメンタルヘルスに関する文書（異動時の配慮が記載されている分のうち、F2, F3, F4, F7, F8, F9の人の分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月5日付け平29警察庁甲情公発第111-4号により警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を管理している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求について

本件審査請求の対象である原処分に係る本件開示請求において、審査請求人は、「職員のメンタルヘルスに関する文書（異動時の配慮が記載されている分のうち、F2, F3, F4, F7, F8, F9の人の分）」の開示を求めている。

#### 2 原処分について

処分庁は、本件開示請求に係る行政文書については、作成又は取得しておらず、保有していないことから、法9条2項の規定に基づき、不開示とする決定を行い、行政文書不開示決定通知書（平成29年7月5日付け平29警察庁甲情公発第111-4号）により、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁が本件開示請求に係る行政文書を管理している旨を主張している。

#### 4 原処分の妥当性について

(1) 本件開示請求の趣旨について

審査請求人が本件開示請求のために来訪した際、本件開示請求の趣旨について確認したところ、「F2, F3, F4, F7, F8, F9」とはWHO（世界保健機関）が定めたICD-10における疾病分類のことであり、ここで分類された人たちの異動について、どのような配慮がされているのかが分かる文書を請求するとのことであった。

(2) 原処分 of 妥当性について

法9条2項の規定により、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書を保有していないときは、不開示決定をすることとされている。

庁内に保存されている行政文書の検索を行ったところ、上記(1)に該当する行政文書については、作成又は取得しておらず、保有していないことが判明したことから、法9条2項の規定に基づき、不開示決定をしたものである。

5 結語

以上のとおり、本件開示請求に係る行政文書を保有していないことから不開示とした原処分は、妥当なものである。

よって、諮問庁としては、本件について原処分維持が適当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「職員のメンタルヘルスに関する文書（異動時の配慮が記載されている分のうち、F2, F3, F4, F7, F8, F9の人の分）」である。

審査請求人は、本件対象文書を処分庁が管理している旨を主張しており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 審査請求人は、警察庁情報公開室の窓口において、行政文書開示請求書を提出し、本件対象文書の開示を請求した。

イ 開示請求書を受理した処分庁の担当者は、同請求書に、請求する行政文書名として「F2, F3, F4, F7, F8, F9の人の分」と記載されていたことから、審査請求人に対して、「F2等はどのよう

なものであるか。」旨確認したところ、審査請求人は、「WHO（世界保健機関）が定めたICD-10（国際疾病分類第10版）コードであり、F2、F3、F4、F7、F8、F9に分類された人達の異動について、どのような配慮がされているかが分かる文書が欲しい。」旨を申し述べた。

ウ 処分庁の担当者は、ICD-10のF00ないしF09には「症状性を含む器質性精神障害」について分類されていることを確認したが、警察庁においては、職員の健康管理について、「昭和48年人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）」の別表4により指導区分を決定しており、ICD-10の分類は使用していない。

エ したがって、処分庁においては、審査請求人のいう「F2」等に職員を分類していないことから、当該分類に基づき職員の異動について配慮を行っていることが分かるような文書も作成しておらず、本件対象文書は保有していない。

オ 念のため、本件開示請求を受けて、処分庁において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。また、本件審査請求を受けて同様の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から「昭和48年人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）」の提示を受けて確認したところ、その内容は、諮問庁の上記(1)ウの説明のとおりであり、本件対象文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえ、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、警察庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、警察庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久